

## 日本海沿岸東北自動車道における計画段階評価着手について

○公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、平成 22 年 8 月 9 日に策定・公表した「国土交通省所管公共事業における政策目標評価型事業評価の導入についての基本方針(案)」に基づき、試行の一環として、下記の箇所での計画段階評価に着手します。

### 記

計画段階評価の試行箇所：

日本海沿岸東北自動車道（遊佐<sup>ゆざ</sup>～象潟<sup>きさかた</sup>）[山形県・秋田県]

日本海沿岸東北自動車道（朝日<sup>あさひ</sup>～温海<sup>あつみ</sup>）[新潟県・山形県]

(参考) 意見聴取を行う第三者委員会

社会資本整備審議会 道路分科会 地方小委員会

※ 地方小委員会については 9 月中旬頃を予定していますが、開催日時及び場所については、後日お知らせします。

### 【同時発表記者クラブ】

宮城県政記者会	東北電力記者クラブ	東北専門記者会
青森県政記者会	岩手県政記者クラブ	秋田県政記者会
山形県政記者クラブ	福島県政記者クラブ	
新潟県政記者クラブ	新潟県政記者クラブ	富山県政記者クラブ
石川県政記者クラブ	その他・専門紙	

### <秋田・山形県内に関する問い合わせ先>

国土交通省 東北地方整備局 道路部 道路計画第一課長 隅藏 雄一郎  
T E L : 022-225-2171 (内線 4211)

### <新潟県内に関する問い合わせ先>

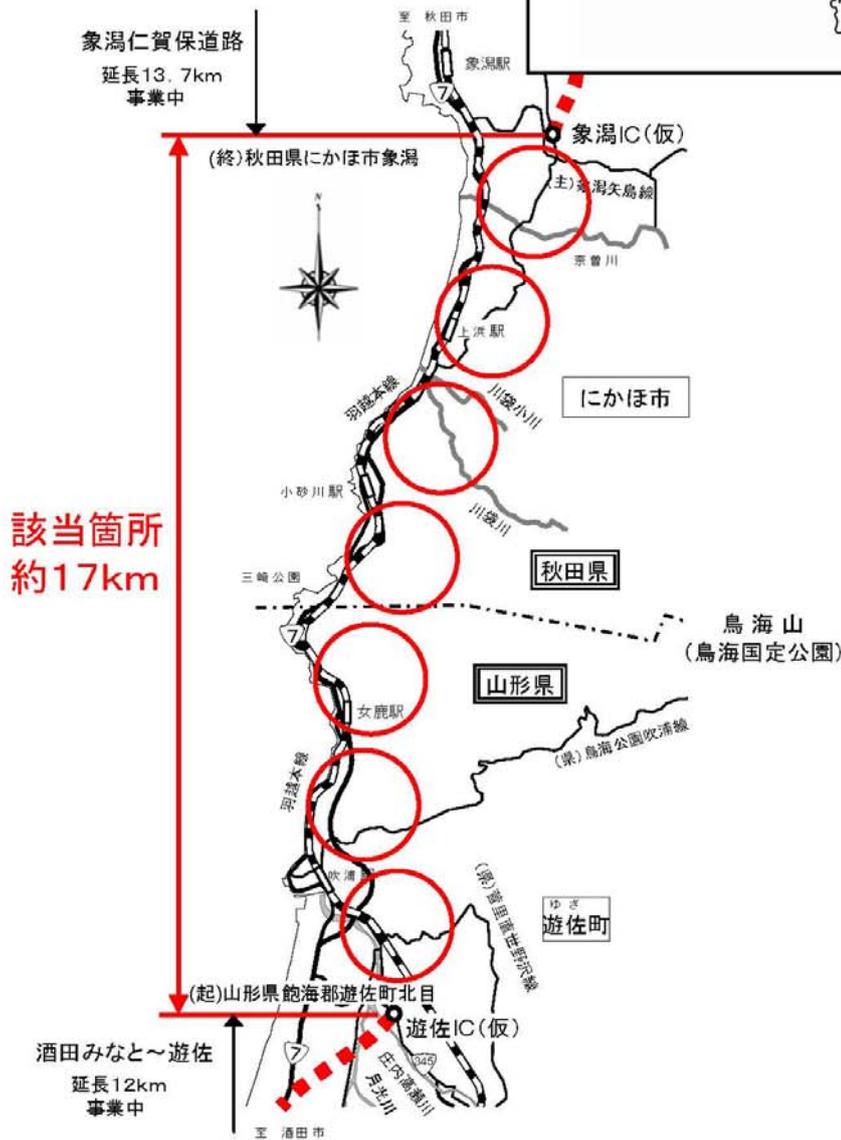
国土交通省 北陸地方整備局 道路部 道路計画課長 鈴木 祥弘  
T E L : 025-280-8916 (内線 4211)

# 日本海沿岸東北自動車道

## ゆざ きさかた 遊佐～象潟

事業区間：山形県飽海郡遊佐町北目  
～秋田県にかほ市象潟

延長：約17km



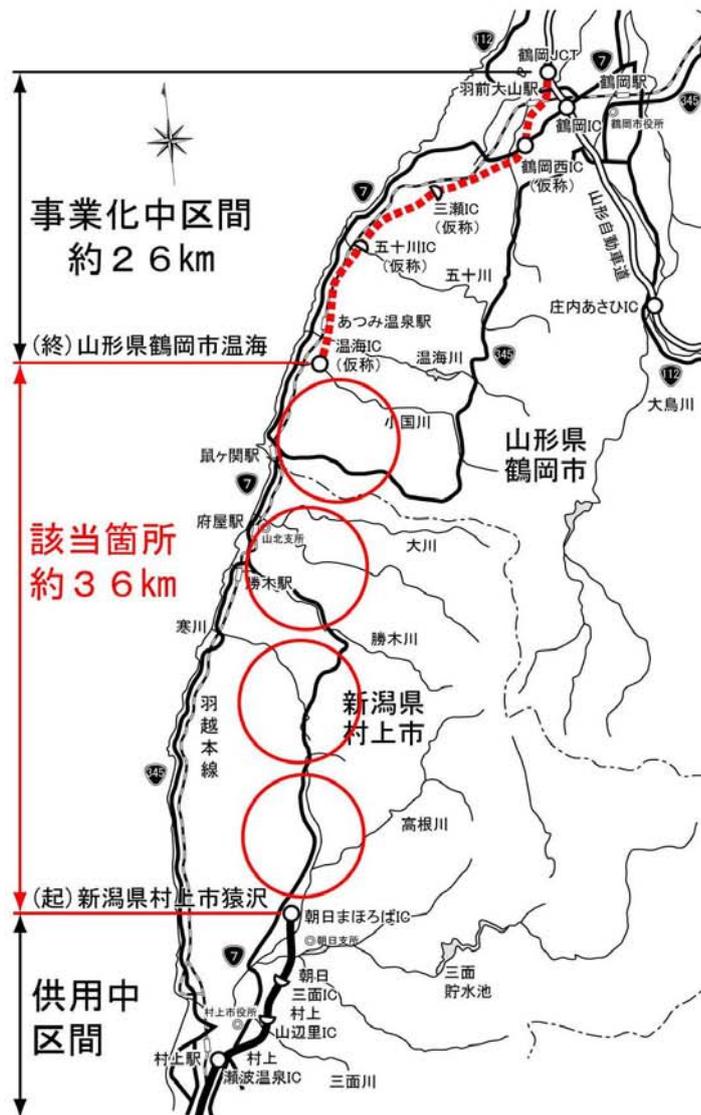
凡例	
—	供用中
■ ■ ■	事業中
○ ○ ○	該当箇所

# 日本海沿岸東北自動車道

あさひ あつみ  
朝日～温海

事業区間：新潟県村上市猿沢  
～山形県鶴岡市温海

延長：約36km



該当箇所  
約36km

凡例	
	供用中
	事業中
	該当箇所

# 「政策目標評価型事業評価」の導入についての基本方針(案)

公共事業の実施過程の透明性を一層向上させるため、事業の必要性等が検証可能となるよう評価の手法を改善するとともに、計画段階での事業評価を新たに導入

## 1. 政策目標評価型事業評価の導入

政策目標評価型事業評価として、以下の取り組みを実施する。

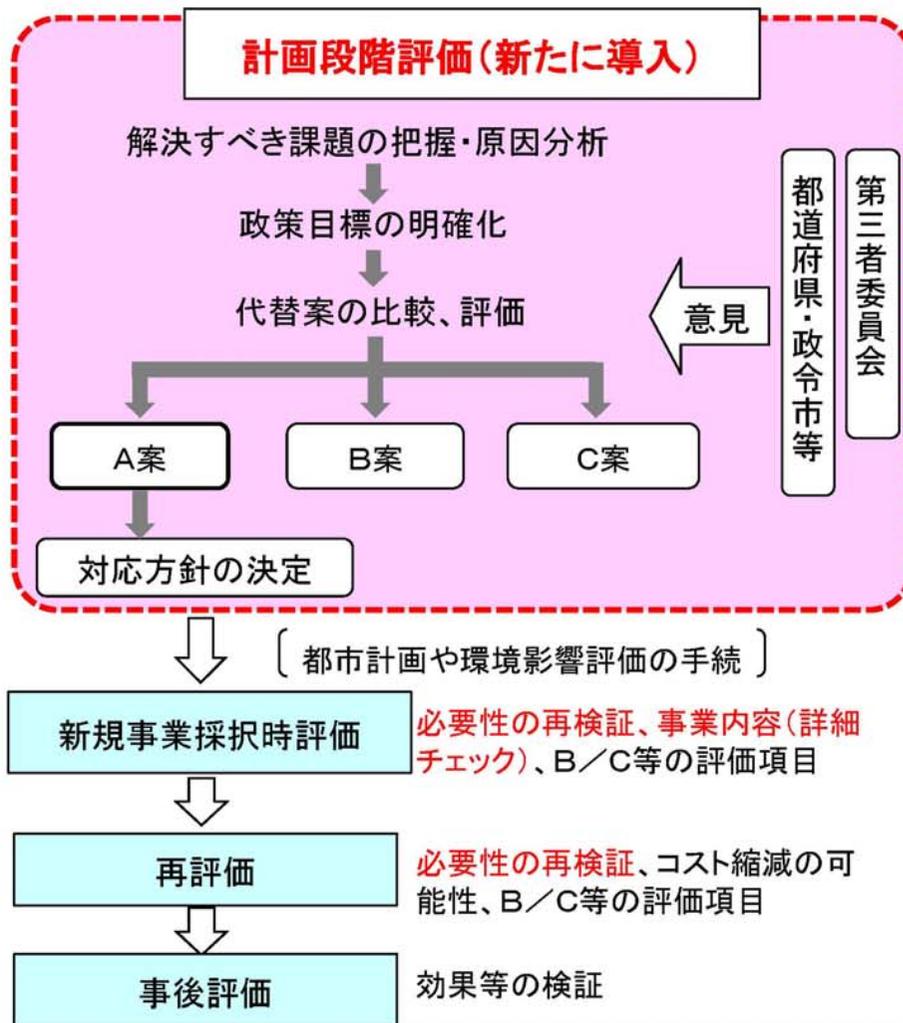
### ①事業の必要性や内容が検証可能となるよう 評価の手法を改善

- 事業目的となる解決すべき課題・背景の把握、原因分析
- 政策目標の明確化
- 政策目標に応じて評価項目を設定し、代替案を提示した上で、具体的データやコスト等から比較、評価

### ②計画段階の事業評価を導入

- 代替案の比較評価を行う計画段階における事業評価を実施

## 【政策目標評価型事業評価の一般的な流れ】



# 「政策目標評価型事業評価」の導入についての基本方針(案)

## 2. 計画段階評価の基本的枠組み

### ○評価の対象

国土交通省所管公共事業のうち、維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業等を除く、右表に掲げる直轄事業等

### ○評価の時期

右表に掲げる時期を原則とする

### ○都道府県・政令市及び第三者意見聴取

事業の内容について関係する都道府県・政令市等の意見を聴いた上で、学識経験者等の第三者から構成される委員会等の意見を聴く

※ 河川事業、ダム事業について

河川法に基づき、学識経験者等から構成される委員会等において、当該事業の代替案の比較評価を含めた審議等を経て、河川整備計画の策定・変更を行う場合は、計画段階評価の手続きが行われたものと位置付ける

計画段階評価の対象事業、実施時期

所管部局	計画段階評価の対象とする事業	計画段階評価の実施時期
河川局	河川事業	新規事業採択時評価の前年度まで
	ダム事業	
	砂防事業	
	地すべり対策事業	
河川局 港湾局	海岸事業	
道路局	新設・改築事業	都市計画や環境影響評価の手続きに入る前の段階 上記手続き対象外の場合は、新規事業採択時評価の前年度まで
港湾局	港湾整備事業	
航空局	空港整備事業	新規事業採択時評価の前年度まで
都市・地域整備局	都市公園事業	

## 3. 試行等について

○平成22年度においては、一部の直轄事業について計画段階評価を試行

### ※経過措置

平成23年度予算に係る新規事業採択時評価を実施する事業は、計画段階評価を併せて実施 等

# 道路計画・事業・供用・管理の体系における計画段階評価の位置づけ

